

平成18年8月24日

各 位

会 社 名 株式会社 武井工業所
代表者名 代表取締役社長 武井 勇
(J A S D A Q ・ コード 5286)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 武井 昭
電話 0299 - 24 - 5220

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年8月24日開催の取締役会において、平成18年9月27日開催予定の第51期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成18年5月1日施行の「会社法」(平成17年法律第86号)および関連法令に基づき、次のとおり定款を変更するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

会社法および法務省令により、定款に定めることにより、株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法で株主総会参考資料等を開示することが認められたことから、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、取締役会を機動的に運営するため、その決議につき書面または電磁的記録によって行うことができるよう、第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

(2) 平成18年5月1日施行の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めがあるとみなされた事項についても、併せて変更を行うものであります。

(3) 上記の変更に伴い、用語および引用条文等について所要の変更を行うとともに、その他全般にわたり、条文の加除に伴う条数の変更、構成の整理、字句の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年9月27日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年9月27日(水曜日)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は商号を株式会社武井工業所と称し、英文ではTAKEI Co., LTD. と表示する。</p> <p>第2条～第3条(省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1,200万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、1単元未満の株式について株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社武井工業所と称し、英文ではTAKEI Co., LTD. と表示する。</p> <p>第2条～第3条(現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第 8 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 9 条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日) 第 10 条 当社は、毎年6月30日の最終の株式名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第 10 条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 12 条 <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(召集の時期及び議決権)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月に召集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを召集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(召集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを召集し、議長となる。</p> <p>2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(召集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを召集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを召集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>(召集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを召集し、議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をも</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第19条 取締役会は、法令または本定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</p>	<p>って行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集</u>の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(第24条へ移行)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に<u>欠員または事故</u>あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(第20条より移行)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集</u>の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第25条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、別に取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(相談役または顧問の委嘱) 第26条 取締役の決議をもって当会社に相談役及び顧問を置くことができる。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第28条 (省略)</p> <p>(選任方法) 第29条 (省略) 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第31条 監査役は、その互選により常勤の監査</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第29条 (現行どおり) 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の</p>

現行定款	変更案
<p>役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 3 2 条 (省略)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 3 3 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め ある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 3 4 条 監査役会における議事の経過の要領及 びその結果は、議事録に記載または記録 し、出席した監査役がこれに記名押印ま たは電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第 3 5 条 監査役会に関する事項については、法 令またはこの定款に別段の定めある場合 を除き、監査役会において定める監査役 会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 3 6 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主 総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 3 2 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程) 第 3 3 条 監査役会に関する事項は、法令または 本定款のほか、監査役会において定める 監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第 3 4 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に よって定める。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任) 第 3 5 条 会計監査人は、株主総会の決議によっ て選任する。</p> <p>(任期) 第 3 6 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決 議がなされなかったときは、当該定時株 主総会において再任されたものとする。</p> <p>(報酬等) 第 3 7 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。</p>
現行定款	変更案

第6章 計算	第7章 計算
<p><u>(営業年度及び決算期)</u> 第37条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p><u>(事業年度)</u> 第38条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</p>
<p><u>(利益配当)</u> 第38条 利益配当金は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</p>	<p><u>(期末配当金)</u> 第39条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>
<p><u>(中間配当)</u> 第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下、「中間配当金」という)を行うことができる。</u></p>	<p><u>(中間配当金)</u> 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p>
<p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第40条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその<u>支払い義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>(期末配当金の除斥期間)</u> 第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその<u>支払の義務を免れる。</u></p>
<p>2 利益配当金及び中間配当金には利息は<u>付けない。</u></p>	<p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を<u>つけない。</u></p>

以上